

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年11月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から44年2月21日まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、昭和39年11月から44年2月21日までの期間について、国民年金に未加入であるとの回答を受けた。

昭和39年10月に結婚して、A市のB銀行A社宅に転居した。その際に、夫に「国の制度だから間違いない。」と加入を勧められ、社宅に出入りしている米穀店に同店の向かいの集金人を紹介してもらい、その集金人が3か月に1度社宅に集金に来て、1回に300円程度納付していたが、夫の転勤に伴いC市に引っ越した際に手帳を紛失した。

証拠となるようなものはないが、初めて国民年金に加入したときのことなので、はっきりと覚えている。申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張している国民年金の加入時期、加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶は具体的であり、納付したとする金額についても申立期間当時の国民年金保険料額と合致している。

また、申立期間当時、A市において集金人による印紙検認方式で国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できる上、申立人が集金人を紹介してもらったとする米穀店から、申立人が申立期間当時の集金人であったとしている者について、「自治会の世話人等をしていたので、国民年金保険料の集金人もしていたと思う。」との供述も得られたことから、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A銀行B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年3月24日から同年4月1日まで

申立期間の年金記録について社会保険庁に照会したところ、厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があったが、同一会社内での転勤であり、提出した履歴簿にもあるように、昭和26年3月24日からB支店において勤務しており、年金記録が欠落しているのは納得できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、株式会社A銀行から提出された申立人に係る「履歴簿」及び申立人から提出された「履歴簿」から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和26年3月24日に株式会社A銀行C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人の株式会社A銀行C支店における資格喪失時及び同社B支店における資格取得時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 4 日から同年 11 月 7 日まで
② 昭和 39 年 1 月 4 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 1 月 5 日から 42 年 2 月 24 日まで
④ 昭和 43 年 4 月 15 日から 44 年 10 月 26 日まで

60 歳になり老齢厚生年金の裁定請求手続の際、脱退手当金が支給されていることを初めて知り、驚いた。

また、申立期間当時、義理の姉が社会保険事務所の職員だったので、厚生年金保険の話をいろいろ聞いており、脱退手当金を受給すると将来困ることになると思っていたので、脱退手当金を請求したり、受給したりすることは、絶対無い。納得がいかないなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②及び申立期間②と③との間にある2回の厚生年金保険被保険者期間が未請求となっており、申立人が、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の厚生年金保険被保険者期間とすべての申立期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給決定されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人の脱退手当金は、すべての申立期間における最終事業所であるA株式会社での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年2月7日に支給決定されているが、当該事業所の厚生年金保険の加入期間は脱退手当金の支給要件である24か月に満たない18か月であるとともに、社会保険事務所に保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿におい

て、申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性従業員のうち、脱退手当金の支給要件を満たす申立人以外の10人は、社会保険庁が管理するオンライン記録により、脱退手当金の支給記録が確認できないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月までの期間、平成 7 年 4 月から同年 11 月までの期間及び 11 年 9 月から 12 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 平成 7 年 4 月から同年 11 月まで
③ 平成 11 年 9 月から 12 年 1 月まで

国民年金制度の発足当初は、学生でAに居住し、卒業後もしばらくはAで就職していたが、昭和 43 年 10 月ころに帰郷し、父親の経営する測量設計事務所に就職した。若いころは国民年金に対する関心はあまりなかったが、帰郷後しばらくして国民年金に加入したことを記憶している。

昭和 47 年 3 月に会社を設立し、厚生年金保険に加入していたが、55 年ころ会社を閉鎖し、国民年金に変更した。何年間かは経済的に苦しい時期があり、保険料の納付を免除してもらっていたこともあったが、自分が妻の保険料も含めて納付していた。納付が遅延して、役場から納付の督促を受けたこともあったが、保険料を納めていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のうち、昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月については、申立人の国民年金手帳記号番号が 56 年 4 月ころに払い出され、被保険者名簿の記録では、昭和 56 年度から国民年金保険料は申請免除となっていることが確認でき、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとするが、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の妻も申立人と同期間の免除承認を受けていること等から、当該期間については保険料納付を免除されていたものと推認される。

また、申立期間①のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間につい

ては、申立人の妻も保険料が未納となっている上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の保険料を納付することは可能な時期ではあるものの、申立人は申立期間当時の国民年金保険料の納付方法について記憶が曖昧で、申立期間に係る加入状況、国民年金保険料の納付状況が不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③については、社会保険庁の記録から、申立期間直後の平成7年12月から9年3月までの期間の国民年金保険料は10年1月に、12年2月及び同年3月の国民年金保険料は14年3月と同年4月にいずれも過年度納付されていることが確認できるとともに、申立人と一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料も同様に過年度納付されていることが確認でき、申立人も国民年金保険料の納付が遅延したことがあるとしていることから、当該過年度納付が行われた時点では、申立期間②及び③に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 32 年 10 月 31 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。
株式会社A材木店（現在は、株式会社A）には、昭和 29 年 5 月に入社し、半月後に社会保険の手続をした記憶があり、約 3 年半勤務していたので、同社での年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真（申立期間当時、同僚と一緒に撮影したもの。）及び当該写真に写っている同僚の供述から、期間を特定できないものの、申立人が株式会社A材木店で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する株式会社A材木店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び申立期間前後の昭和 28 年 2 月 5 日から 33 年 9 月 1 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険の被保険者番号にも欠番は無いことから、同社における申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、申立期間当時の仕事内容について、「木材の運搬及び下手間であり、職人ではなかった。」と供述しているところ、供述の得られた申立期間当時の同僚 8 人のうち 6 人は、それぞれ「申立人は正社員ではなく臨時雇用員であった。臨時雇用員は 1 年を通じ継続して勤務はしていなかった。」「木材の運搬及び職人の下手間をする者は臨時雇用員が多かった。申立人は臨時雇用員だったと思う。」「正社員は木材の運搬などの仕事のほかに、自分の持ち場があり、びわやみかんの箱等の小物を製作している者や、家の柱や船などに使用される木材を製作している者等、職人として働いていた。申立人は職人ではなく臨時雇用員だったと思う。」と供述している。

さらに、申立人自身は「厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している上、前述の8人の同僚の中で、厚生年金保険料控除についての供述が得られた同僚3人のうち、2人は「臨時雇用員は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述し、他の1人は「厚生年金保険料控除の無い臨時雇用員の方が、正社員より給与手取額が多くなることもあった。臨時雇用員は厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

加えて、株式会社Aは「申立期間当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の勤務形態及び申立期間に係る厚生年金保険の取扱状況に関する関連資料を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から同年10月1日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）には、昭和19年4月に入社し、年金手帳には厚生年金保険の資格取得日が同年7月1日と記載されており、C県発行の厚生年金保険被保険者証においても、資格取得日は同日であったと記憶している。

しかし、社会保険庁が管理する厚生年金保険のオンライン記録では、昭和19年10月1日が厚生年金保険被保険者資格の取得日となっており、納得できない。

申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された「社員カード」から、申立人が昭和19年4月1日にA株式会社に入社したことが確認でき、申立人及び同僚の供述から、申立期間当時、申立人が電柱設営等のいわゆる筋肉労働に従事していたことは認められる。

一方、申立人は、「年金手帳の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和19年7月1日である上、C県発行の厚生年金保険被保険者証の同保険被保険者資格取得日も同日であったと記憶していることから、厚生年金保険被保険者資格取得日を訂正してほしい。」と主張しているが、同年の労働者年金保険制度の改正により、新たに厚生年金保険法が制定され、被保険者の範囲が拡大したところ、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法施行に係る事務手続の準備期間であったため、この間の被保険者資格取得者の保険給付及び費用の負担に関しては、被保険者期間に算入されない。また、同法により、当該被保険者の厚生年金保険被保険者台帳には「○改」と標示することとされているところ、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳

には「○改」の標示があることが確認できることから、申立人は申立期間において、厚生年金保険法に基づく被保険者であったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険番号払出簿において、A株式会社で昭和19年7月1日に厚生年金保険番号の払出しを受けている同僚、同社D支店の厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格の取得日が同年10月1日より前の日付で記載されている同僚、及び申立期間当時、申立人と同じ仕事内容であったと供述している同僚の合計47人の中で、社会保険庁が管理するオンライン記録が確認できた41人のうち、30人の被保険者資格取得日が申立人と同じ同年10月1日となっていることが確認でき、このうち供述を得られた7人は、「昭和19年10月1日より前の期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」と供述している上、申立人と同時期に入社したと供述している同僚2人の社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳にも、申立人と同様に「○改」の標示があることが確認できる。

加えて、A十年史によると、申立期間当時の社員及び給与について、「社員は事務、技術系統に分かれ、それぞれ数段階の資格が付されていた（技術系統参事、技師、技師補、技手、技手補、工務員、工務雇、工手、工務見習）。参事は年俸、工務雇以下は日給、その他は月俸であり、毎年4月1日又は臨時に昇給、昇格が行われた。」と記載されているところ、同社において、昭和18年1月12日から労働者年金保険の記録が確認できる同僚は「私は昭和17年7月からAで勤務していたが、入社当時は約3か月の試用期間があり、18年1月に甲種電気工事士の試験に合格した時に正社員となった。」と供述している上、当該同僚及び前述の供述を得られた同僚9人のうち7人が「給与は、当初、日給月給であったが後に月給になった。」と供述していることを併せて判断すると、申立期間当時、同社においては、社員を採用後、数か月の試用期間を経過した後に正社員とし、その際に厚生年金保険又は労働者年金保険被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

これらのことから判断すると、事業主は、申立人について、試用期間経過後の昭和19年7月1日に制度改正に伴う厚生年金保険制度の被保険者として社会保険事務所に届け出たものと推認できる。

また、B株式会社は、申立期間当時の関係書類を保存していないことから、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料は無い上、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年4月まで

社会保険事務所にA市民病院で勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間当時、同病院は厚生年金保険の適用事業所ではない旨の回答があった。

しかし、退職時に総婦長からもらった白い保険証のようなものを社会保険事務所に持って行った覚えがあるので、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人はA市民病院において、昭和43年6月14日に被保険者資格を取得した後、同年8月13日に資格喪失し、その後2か月以内の被保険者資格取得及び資格喪失を繰り返した後、46年4月13日に資格喪失していることが確認できることから、申立人は当該事業所において2か月以内の期間を定めた雇用者として勤務していたものと認められるものの、日雇労働者健康保険の被保険者であった可能性を否定できない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所番号等索引簿によると、A市民病院の厚生年金保険の適用年月日は、昭和52年4月25日となっており、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A市民病院は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立期間当時の事務担当者も所在不明であることから、「申立期間当時、申立人が勤務していた状況は不明である。」としている上、申立人も申立期間当時の同僚について名字しか記憶がなく、当時のA市民病院の職員採用を担当していたA市に聴取しても同僚の氏名は判明しなかったことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについて同僚の供述を得ることがで

きない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、社会保険庁の管理する国民年金加入記録によれば、申立人は申立期間において国民年金に加入しており、国民年金の保険料免除申請の手続きを行い「全額免除」となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで
平成 17 年に社会保険事務所へ行き、厚生年金保険の記録を見せてもらった際に、脱退手当金を受給していることを初めて知ったが、脱退手当金を受給した覚えが無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 株式会社の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページとその前後 3 ページに記載されている女性のうち、2 年以上の被保険者期間を有し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 5 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した 13 人の脱退手当金の支給記録について、社会保険庁が管理するオンライン記録により確認したところ、申立人を含む 10 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 8 か月以内に支給決定されている上、同名簿において、当該 10 人全員に脱退手当金の支給決定を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。また、脱退手当金の支給決定記録が確認できた同僚 10 人のうち 1 人が、「会社を退職する前に会社から脱退手当金の説明はあったと思う。会社を退職後に脱退手当金をもらったのを覚えており、年金の計算に算入されていない。」と供述していることから、申立人についても委任に基づき事業主により代理請求が行われた可能性がうかがえる。

さらに、社会保険庁が管理するオンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 6 月 26 日に支給決定されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月5日から41年8月1日まで
自分の年金記録について社会保険事務所へ照会したところ、昭和35年7月5日から41年8月1日までの期間の記録が無い旨の回答があったが、当該期間は、個人事業所「A工場」の事業主を務めていた期間であり、保険料を納付していたと思うため、年金記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する個人事業所「A工場」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和26年7月1日付けで当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年7月5日付けで同資格を喪失したこととなっており、また、当該事業所の創業者である申立人の父親は、申立人が当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日付けで同資格を取得したこととなっている。

また、株式会社B（個人事業所「A工場」は同社の前身であり、同事業所を「C株式会社」として法人化し、後に「株式会社B」に商号変更。）の現在の社員が「個人事業所「A工場」を法人（C株式会社）にしたのは申立人と聞いている。」旨の供述をしていること、法人登記簿謄本によりC株式会社設立時（昭和44年4月5日）の代表取締役が申立人であることが確認できることから、申立人は、昭和35年7月5日付けで当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者資格を喪失した後も、当該事業所で継続して勤務し、経営に携わっていたことが推認できる。

一方、厚生年金保険法第9条では、厚生年金保険被保険者について「適用事業所に使用される七十歳未満の者」と規定しており、個人事業所の事業主はそもそも被保険者となることができない。

これらの事情を踏まえると、申立人は、昭和 35 年 7 月 5 日付けをもって創業者である父親に代わり個人事業所「A工場」の事業主となったため制度的に厚生年金保険被保険者資格を喪失したと推認され、申立人の「申立期間当時において、厚生年金保険適用事業所である個人事業所「A工場」の事業主を務めていた。」旨の主張とも整合することから、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記された申立人の同資格に係る記録は、当該手続が適正に行われた結果と考えることが自然である。

なお、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付した旨の主張をしているが、個人事業所「A工場」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、申立人は当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失したこととなっていたことから、社会保険事務所が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行ったと考えることは不自然である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。